平成２５年（フ）第１７号
徳島県阿南市見能林町志んじやく19番地３山上マンション201号室
債務者　水崎　俊治
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第６１号
愛媛県四国中央市川之江町981番地１　県営アパート26号、前住所四国中央市川之江町1032番地２
債務者　平岡　啓介
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１９号
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル402号、前住所福岡県久留米市東櫛原町2874番地９　友愛ビル305号
債務者　進上　泰乃（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１２１号
福岡県久留米市田主丸町豊城1911番地６、旧住所福岡県久留米市田主丸町石垣640番地16
債務者　高尾　一美（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４６号
熊本県八代市海士江町2675番地１
債務者　白井　隆之
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１９３号
大分県別府市上野口町６番15号　晃益堂ビル202号
債務者　桃里　和代
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３号
大分市賀来南２丁目５番35号　ロイヤルヒル202
債務者　北迫　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８号
宮崎県延岡市桜園町39番地２
債務者　橋本　節子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３６号
石川県小松市八里台37番地30、従前の住所石川県金沢市松村７丁目52番地１
債務者　北村　　亮
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２０号
長野県上伊那郡宮田村54番地４
債務者　伊藤　　勇
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２３号
長野県駒ヶ根市下市場26番48号　米山団地１号
債務者　春日　雄一
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１４号
静岡県賀茂郡松崎町江奈348番地の９
債務者　石川ますみ
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２５号
静岡県下田市東本郷１丁目６番７号　海野アパート２Ｆ３号室
債務者　野澤　　靖
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第１２５号
兵庫県宝塚市旭町２丁目20番16―401号
債務者　中根ジェニファーこと　ＮＡＫＡＮＥ　ＪＥＮＮＩＦＥＲ　ＫＡＮＤＹＣＥ
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
兵庫県伊丹市伊丹６丁目１番１―102号
債務者　猪嶋　一来
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
兵庫県川西市水明台１丁目５番地の95　吉田方、前住所兵庫県川西市水明台２丁目７番地の71
債務者　渡邉　真子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係